

■■ 建築関係建設コンサルタント業務における受託者選定方法の解説 ■■

県土整備部建築住宅課営繕室

設計金額	設計業務	工事監理業務
WTO政府調達協定の基準額 (2億2千万円)	公募型プロポーザル (WTO政府調達協定対象業務)	一般競争入札 (WTO政府調達協定対象業務)
5千万円	簡易公募型 プロポーザル ※3	
3千万円	一般競争入札(条件付)・指名競争入札 [総合評価]※1	一般競争入札(条件付)・指名競争入札 [総合評価]※1
500万円	一般競争入札(条件付)・指名競争入札 [価格競争]※2	一般競争入札(条件付)・指名競争入札 [価格競争]※2
		特命 随意 契約 ※4

※1 対象となる工事の類似事例があり、難易度が標準の業務(庁舎、高等学校、大学等の新築、改築、大規模増築・改修)

※2 対象となる工事の類似事例があり、難易度が簡易な業務(※1以外)

※3 設計金額がWTO政府調達協定の基準額未満、5千万円以上の設計業務は、原則、簡易公募型プロポーザルを選定するが、対象となる工事の類似事例がある設計業務については、一般競争入札(条件付)・指名競争入札[総合評価]を選定する(庁舎、高等学校、大学等の新築、改築、大規模増築・改修)

※4 公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザルにより選定された受託者が設計した工事の工事監理業務については、設計業務受託者との特命随意契約とする

ただし、対象となる工事の類似事例がある工事監理業務については、一般競争入札(条件付)・指名競争入札[総合評価]により受託者を選定する

(庁舎、高等学校、大学等の新築、改築、大規模増築・改修)

また、知事若しくは山形県事務次決及び専決事務に関する規定第4条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者が必要と認めた工事監理業務についても、業務の対象となる工事の設計業務受託者との特命随意契約とすることができる